

新潟大学における点検・評価に関する基本方針

平成18年6月9日
全学点検・評価委員会決定

1. 評価の目的と点検・評価の視点

本学は、その理念・目標に照らして行う諸活動の活性化と質の向上を目的に、教育活動、研究活動、社会貢献活動などについて、点検・評価を継続的に行う。

点検・評価は、「教育研究等の質の保証と向上」、「教育研究等の活性化」、「社会に対する説明責任」を視点とし、本学の諸活動を見直し、一層の改善を図るために実施するものである。

なお、点検・評価の仕組みに関して、不断の工夫・改善に努めるものとする。

2. 情報の収集と点検・評価

点検・評価の基礎資料として不可欠な、各組織で実施する諸活動はもちろん、教員等個々人の教育研究活動、社会貢献活動、管理運営への参加等に関する情報の収集・蓄積を行う。

収集された情報をもとに、「国立大学法人評価」、「認証評価」に対応するとともに、各組織の評価や個人評価にも適切に用いる。

(1) 国立大学法人評価

各事業年度における業務の実績及び中期目標期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会が定める評価基準等により、点検・評価を行う。各組織は、中期計画、年度計画を着実に遂行し、特筆すべき活動や成果を自己点検・評価に反映させる。

(2) 認証評価

学校教育法第69条の3に定めるところにより、認証評価機関による評価を受けるため、点検・評価を行う。

1) 大学機関別認証評価

教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関の定める評価基準により自己点検・評価を行う。

2) 専門職大学院認証評価

当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織、教育研究活動の状況について、認証評価機関の定める評価基準により自己点検・評価を行う。

(3) その他

各組織は、自らの教育研究活動等の実施状況を検証し、諸活動の活性化及び改善を図るため、自ら定める評価基準等により点検・評価を実施するほか、第三者評価また

は外部評価の実施に努めるものとする。

また、教員自らが教育研究活動等に関する点検・評価を行い、向上を目指すとともに組織の活性化に資するため個人評価を適切に行う。

3. 評価結果の活用

学長及び組織の長は、評価結果を積極的に活用するとともに、改善が必要と認められる事項については、その改善に努めるものとする。また、評価に基づく適切な資源配分に反映させるものとする。

4. 評価結果の公表

点検・評価の結果については、刊行物、ホームページその他広く社会に周知を図ることができる方法により公表し、社会への説明責任を果たすものとする。